

## 審査及び評価対象について

### 1. 仕様点 (35%)

システムに求める詳細な機能要件を、個別事項ごとに実務的な見地から評価を行う。評価の対象範囲は、「機能要件仕様書」とする。

評価方法については、各項目に対して機能等を実装しているかの評価を行う。また、各項目のうち重要な項目については、配点の比重を高くするものとする。

### 2. 提案点 (40%)

企画提案依頼書の内容について、提出された提案書等をもとに事業全体を大局的な見地から総合的に評価する。

なお、評価基準については、システム管理者及び業務担当者の視点から計画性・実現性・具体性・将来性・信頼性をもとに設けるものとする。

### 3. 評価点 (10%)

本構築業務に係るプレゼンテーションの内容をもとに評価を行う。

プレゼンテーションについては、各事業者で自由に提案を行うことにより、提案されたソリューションが本市の事務運営に寄与・貢献するかを評価するものとする。

### 4. 価格点 (15%)

本構築業務に係る初期導入経費（イニシャルコスト）及び5年間の保守・運用経費（ランニングコスト）を評価する。将来に渡って、本市の行政経費を削減できるかを評価するものとする。

### 5. 処分歴 (-5%または-10%)

本市、国又は他の自治体の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の処分歴がある場合は、処分期間に応じて減点を行う。6か月未満の場合は-5%、6か月以上の場合は-10%の減点とする。

### 6. その他

企画提案依頼書中「4. 提案における前提条件」「5. 調達」において、一つでも「対応不可」と回答する事業者については、一切評価を行わず失格とする。ただし、現時点では対応できないものであっても、システム稼動日までに対応できると回答した場合は「対応」と見なすものとする。